

平成30年度 第14回豊能町教育委員会会議（3月定例会）会議録

日 時： 平成31年3月22日（金） 午後1時00分開会

場 所： 豊能町役場2階 第1会議室

出席者：	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課課長	入江 太志
	教育支援課課長	内野 慎也
	教育支援課主幹兼子ども支援室長	川西 弥生
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

- 第14号議案 平成30年度新規採用者の正式採用について
- 第15号議案 平成31年度教職員人事異動について
- 第16号議案 平成31年度町職員人事異動について
- 第17号議案 豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について
- 第18号議案 平成31年度豊能町教育基本指針（案）について
- 第19号議案 平成31年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について
- 第20号議案 豊能町立図書館協議会委員の任命について

開会 午後1時00分開会

（議 長）

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただいまから平成30年度第14回豊能町教育委員会会議（3月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を太田委員にお願いいたします。

（議 長）

本日は、承認事項7件を議題とさせていただきます。

第14号議案、第15号議案、第16号議案は、教職員人事案件であるため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

＝ 全員異議なし ＝

(議 長)

全員異議なしと認めますので、第14号議案、第15号議案、第16号議案は、秘密会とします。

【第14～16号議案は秘密会議のため非公開】

(議 長)

会議を再開いたします。

第17号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第17号議案 豊能町教育委員会事務分掌規則の改正についてご説明申し上げます。今回豊能町教育委員会事務分掌規則の一部を改正するものですが、提案理由といたしまして、豊能町教育委員会事務局教育支援子ども支援室を課に位置付け、「子ども育成課」に改称・新設するため、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表に基づいて、説明していきます。

まず第2条といたしまして、教育支援課の次に子ども育成課を設けます。第2条第3項に教育支援課に子ども支援室を置く規定でしたが、今回課になりますので削除しております。

第3条ですが、今回第2条第3項が削除になりましたので、そのように記載しております。

第4条第3号に「室に室長」とありますが、今回課になりますので削除させていただきます。

別表第1（第3条関係）のⅠ 教育総務課のところ、「町費支弁職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。」とありますが、現状は町部局でこのような事務を行っていますので、そちらに整理して、今回の教育総務課の規定からは削除しております。次に、新たな規定として、「教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。」を加えております。現状、教育総務課が点検評価の事務を行っており、これまでそのような規定を載せておりませんでした。今回明確にするために記載しました。次に学校の通学区域に関してです。今回、子ども育成課が幼稚園、保育所に伴う事務を行いますので、幼稚園の通学区域に関しては教育総務課の事務文書から削除しています。同じく、「園児、児童、生徒の就学及び就園に関すること。」につきましても、子ども育成課が幼稚園、保育所に伴う事務を行いますので、教育総務課は小中学校の「児童及び生徒の就学に関すること。」に改正しています。追加項目として、「就学援助に関すること。」ですが、今までは子ども支援室の所管として行っていましたが、今回教育総務課の方で就学援助に関する事務を行うということで整理させていただきました。次に「教職員の人事給与及び福利厚生に関すること。」ですが、町の職員は総務部総務課で行ってありますが、府費負担教職員の人事、給与は教育総務課が行ってありますので、「府費負担教職員の人事、給与及び服務等に関すること。」を明確にするための改正を行っております。

次に3頁をご覧ください。改正前では、「学校補助金に関すること。」が教育総務課にありましたが、教育研究の各種補助金は教育研究に関わるものですので、教育支援課へ移ります。

次に「児童福祉施策のうち施設整備の企画及び調整に関すること。」が教育総務課にありましたが、子育て施策全般を子ども育成課で担うことにしておりますので、教育総務課から削除しております。「児童福祉施設のうち管理に関すること。」と「留守家庭児童育成室のうち管理に関すること。」については、修繕や備品の購入等を教育総務課でやっていましたが、改正に伴って教育総務課では営繕、施設の修繕に関することに限定して、あとは子ども育成課でやっていくこととしております。

次に教育支援課の項目ですが、「校園」と記載のあるものを「園」については子ども育成課になりますので、文言の整理をさせていただいております。「校園内外学習に関すること。」を削除しております。新たに「学校保健に関すること。」を追加しております。教育支援課子ども支援室に「幼児・児童・生徒等の健康診断及び関係機関の連絡調整に関すること。」が分掌にありましたが、今回「学校保健」ということで教育支援課の方で整理しております。

次に追加する項目として、「PTAに関すること。」。PTAに関しましても幼稚園、認定こども園はございますが、教育支援課では、「小学校・中学校のPTAに関すること。」として整理をさせていただいております。次に「教育研究会に関すること。」ですが、これは先ほど説明しました「学校補助金に関すること。」を「教育研究会に関すること。」に包括して整理しております。

次の頁をご覧ください。次は子ども育成課でございます。改正前は、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助に関すること。」、次の「特別支援教育就学奨励費に関すること。」は、「就学援助に関すること。」に包括して教育総務課で行います。次に「保育所の入所措置に関すること。」ですが、「保育所、幼稚園及び認定こども園に関すること。」として整理しております。次の「幼児・児童・生徒等の健康診断及び関係機関の連絡調整に関すること。」は先ほどご説明しましたとおり教育支援課で「学校保健に関すること。」としましたので、こちらでは削除しております。次に改正前で「児童福祉施策に係る施設整備以外の企画及び調整に関すること。」の記載は、総合的な企画調整を行うことで「児童福祉施策に係る企画及び調整に関すること。」として改正しております。次に「児童福祉施設のうち指導に関すること。」と、次の「留守家庭児童育成室のうち指導に関すること。」を営繕等他の課の所管に属するものを除き子ども育成課で所管することで整理しております。新たに追加するものとして、「PTAに関すること。（幼稚園及び認定こども園）」、教育支援課のところでご説明しましたが小中学校は教育支援課、幼稚園及び認定こども園のPTAについては子ども育成課で行うことで、生涯学習課から組み替えております。

次に生涯学習課でございます。「PTAに関すること。」が規定にありましたが、今回PTAに関しては教育支援課、及び子ども育成課で行うことで改正しております。

改正の内容は、以上であります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。ご意見いただけますか。

(委員)

3頁目の教育支援課のところですが、改正前「校園教育指導の企画に関すること。」「校園教育内容及びその取扱いに関すること。」で、「校園」削除していますが、意味としては「園」を除いて「学校」という意味なのですね。「PTAに関すること。」のように「(小学校及び中学校)」

や「学校」を明記した方が分かり易いのではないかと思います。

(事務局)

他市の事務分掌規則も見ておりました、「学校」という文言が付いていませんでしたので、今回削除という形で出させていただきましたが、ご指摘の方向で検討させていただきます。

その他細かい修正につきましては、法制担当と詰めさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

(委 員)

それともう一つ。PTAのところですが、小学校と中学校のPTAと幼稚園と認定こども園のPTAの所管するところが別になるということで、会長会とかも別になってやっていくということですか。今までの体制が変わるのかを教えてくださいたいのですが。

(事務局)

いままでの体制は、変更することはいたしません。もともと所管は生涯学習課に入っていたのですが、実質教育支援課でやっておりました。子ども支援室と連携しながらやっていたのが実際なのですが、その明記を今回させていただいたとご理解ください。

(委 員)

現状に即して改正したということですね。

(委 員)

3頁の一番下にある「教育研究会に関すること。」が教育支援課に入っていて、子ども育成課にもそのようなもの(研究会)があると思うのですが、そのあたりはどうなっていますか。

(事務局)

教育支援課について「教育研究会に関すること。」というのが、7研究団体があります。例えば、支援教育研究会であったり、人権教育研究会など。今までは教育総務課で補助金に関することについてはやっていたのですけれども、ソフト面については教育支援課と連動するものなので、規定を整理するにあたって補助金に関するものについてもソフト面と併せて教育支援課でやるという案になっております。また、子ども育成課の方では、研究会というのは特にございませんので教育支援課のみ記載があるということです。

(委 員)

細かい話なのですが、2頁の下「府費負担教職員の人事、給与及び服務等に関すること。」が改正前は「教職員の人事給与及び福利厚生に関すること。」で「福利厚生」が入っていますが「服務等」の「等」に含まれているのですか。

(事務局)

「福利厚生」もこの「等」に含まれています。他市の規則も参考にしながら改正したということです。

(議 長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました

第17号議案「豊能町教育委員会事務分掌規則の改正について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

(議 長)

挙手全員であります。よって第17号議案は可決されました。

(議 長)

次に第18号議案「平成31年度豊能町教育基本指針（案）について」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第18号議案についてご説明させていただきます。平成31年度豊能町教育基本指針についてご説明させていただきます。

提案理由は、平成31年度豊能町教育委員会の取組みの指針を定め、各保育所、幼稚園、こども園、小・中学校に周知し取組みを推進するためでございます。

昨年度、平成30年度の教育指針より、大きく変更のあった箇所を中心に説明させていただきます。

まず2頁目をご覧くださいませでしょうか。平成31年度 重点目標でございますが、1番の項目につきましては、「教育力 日本一を目指し…」という文言が昨年度はあっておりました。その文言につきましては、前町長の施策につながる文言でございますので削除いたしました。また2番の項目については「ソフト面・ハード面両方を小中一貫について推進する」という文言でございましたが、「ソフト面・ハード面」を削除いたしました。3番につきましては、継続して学力向上プランの3年次としております。読書推進について昨年度の重点項目に入っておりましたが、改めて8番に項目を新しく設け、さらなる読書推進の取組みを推進する予定にしております。5番には道徳、英語に加えて、プログラミング教育の研究推進の文言を加えました。また、7番の郷土「とよの」を誇りに思える児童生徒の育成については、「とよの学」の文言をスタート時は保留ということで削除し、今後取組みの推進について教育委員会内でも相談させていただきます。残りは昨年どおりとしています。重点項目は以上です。

続きまして、5頁目をご覧ください。ここからは、『学校教育』、『就学前保育・教育』、『子育て支援・児童虐待防止の取り組み』、最後に『生涯学習』。こちらについても大きな変更点についてご説明させていただきます。

まず5頁の『学校教育』の項目です。1番のところでの変更はございません。6頁目をご覧ください。2番の「教育力の充実について」の項目でございます。そこでは、新学習指導要領にて、「基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力を育成、また予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養う、三年次の豊能町学力向上プラン」等の文言を加えました。昨年度に比べまして、よりどんな力を

付けさせていくのかを強調して書かせていただきました。続きまして7頁でございます。3番、「学校安全対策について」では、指示事項の(8)に豊能町要保護児童対策地域協議会虐待関係部会の事務局が、来年度より教育支援課子ども支援室から子ども育成課に代わりますので、変更しております。続きまして9頁をご覧ください。5番の「健康教育について」の項目ですが、ここについては、指示事項の(7)として項目を新たに設けさせていただきました。「食物アレルギーについての理解を深めること、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めるよう進めること」の文言を加えました。健康教育の指示事項の上の方には、アレルギーについての文言が記載されていたのですが、具体的な指示事項の中に今後も対応が懸念される食物アレルギーについても、しっかり入れることが必要でないかということで記載させていただいております。また同じく9頁の6番、「道徳教育について」では、「道徳科を要として学校の教育活動全体で行い、児童・生徒の豊かな心を育むよう研究に努めること」の文言を最初のところに加えました。11頁をご覧ください。8番、「生徒指導・進路指導について」では、(3)、ここでは不登校問題等への対応が書かれていますが、昨年度は「関係機関、専門家と連携をして支援体制を整える」と書かせていただいておりますが、「チームによる支援体制」についての文言を加えました。また(8)では、「増加傾向にある携帯電話等によるトラブルの課題解決、未然防止について取り組むこと」というように「増加傾向にある」を加えました。あえてここで付けさせていただいたのは、大阪府より学校に携帯電話を持つてくるガイドラインとうものが3月末に出される予定ですが、いままで全面禁止であったものが、一部解除というようなガイドラインが出てくると予想されています。そのことも踏まえて、学校での持ち込みのルール、または携帯電話をお家で使うときのルール、そのあたりもしっかり家庭で考えていただきたい、また学校でも対応していただきたいことも含めて、今回加えさせていただきました。続きまして12頁の10番でございます。「教職員の資質向上及びサービスの徹底について」では、「管理職自らの資質能力の向上と次世代の管理職、ミドルリーダーの育成に努めること」の文言を新たに加えました。ここについては、今後の児童数の減少に伴って教職員の減少というものが危惧されるわけですが、その中にある次の管理職、次のミドルリーダーをしっかり育成していくことを学校にも意識をしてもらいたい思いで加えております。ここまでの、学校教育についてでございます。

続きまして、14頁、『就学前保育・教育』をご覧ください。1番の「こども園・幼稚園・保育所運営について」では、(2)の項目で、小中学校同様「育みたい資質・能力」の3つの柱の文言を加えております。「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を3つの柱といたしまして、一体的に育むということで、この文言を入れることによって保育所、幼稚園、小学校、中学校が更に連携を進めて行くことにつながっていくことになるとの思いで、この文言を加えております。

17頁の7番、「家庭・地域における教育力の向上について」では、「安定した親子関係を支えることについての必要性について」の文言を加えました。いままでは「保護者の養育する姿勢や力の発揮」にプラス「安定した親子関係を支える」という文言を付け加えることで、更に現在の取り組みとの整合性が働くのではないかと考えております。

続きまして、18頁、『子育て支援・児童虐待防止の取組み』でございます。3番、「児童虐待防止の取組みについて」では、(1)の項目で「子どものわずかな変化」の文言の後に、具体的な例として「不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた等」の文言を加えました。これにより先生方が見ていただく視点を分かり易く表記して、取り組んでい

ただけると考え、加えました。

続きまして、20頁からの『生涯学習』では、昨年と同様、大きく変更点はありません。継続した取組みを来年度も推進してまいります。

最後に、昨年度同様、豊能町いじめ防止基本方針を追加して、豊能町教育基本指針としてまとめたいと考えております。

説明は以上です。ご審議の程、どうぞよろしくお願い致します。

(議長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委員)

内容ではなくて、元号が間もなく変わりますが、この元号表記の決まりとかはあるのですか。

(事務局)

「平成」の表記については、総務課が全庁的な取りまとめをしておりますが、はっきりとしたものは、まだ聞いておりません。それに沿って対応する必要はあるかと思いますが、いまは全てを西暦併記しなさいという指示まではきていません。

(委員)

できるのであれば、併記でした方が後々読むときに読みやすいのかと思いました。

(委員)

13頁の「働き方改革について」ですが、研修で先生の子精神疾患の他の職業よりも率が高いと聞いていたので、それに関して「健康管理を徹底する」に含まれているかも知れませんが、ストレスチェックとかは考えておられないのでしょうか。

(事務局)

教職員の健康診断は教育総務課がやっております、その際にストレスチェックをやっております。文言では書き入れておりませんがやっております。あとメンタルヘルスということで、町で月1回相談窓口を設けて、学校にもそういう形で開設していることは周知しております。

(委員)

重点目標で、町長が代わられたということで「教育力日本一」というのが削除したという話でしたが、新しい町長の所信表明でも表現は違えど「教育力日本一」を目指すのは変わりがなかったように思っており、文言を入れる入れないは別として、それを目指す教育を推進する考え方については、教育委員会としては捨てて欲しくないと思っています。

それと4頁目のところの「郷土「とよの」を誇りに思える児童生徒の育成」のところ、いままでずっと言ってきた「とよの学」を削除したことは、残念に思っており、「とよの学」についてはやっとなスタートを切ったところで、まだ形になっていないところで削除してしまう

と、また前に進まないというか、1小1中になるか、2小2中になるかは別として、「郷土」とよの」を誇りに思える児童生徒の育成」については変ってないと思っています。先生方の中にもいままで「とよの学」は一定、示してきている言葉なので、残して置いて欲しいというのが思いとしてあります。

(委員)

「とよの学」という括りの言葉がある方が、具体的に取り組み易いのではないかと思います。

(事務局)

前教育長から重点目標の素案をいただいていたおりました。それに基づいて作っております。取り組みについて、今後どうしていくのかを前新谷教育長とも話ができておりませんし、新しくなられるであろう教育長とも相談できていない状況です。前教育長は、このような状況の中、教育目標の中に全面的に文言として載せなくても良いのかなというご判断だったのかなと思われま。中身につきましては、今後教育委員様とも協議させていただきたいと思っております。

(委員)

教育長不在ということで非常にやりにくいと思いますが、ただ重点課題の中に文言があるかないかというのはやはり大きいと思います。なので「教育力日本一」についても、「とよの学」についても、新谷前教育長のお気持ちは非常によくわかりますが、そこまで引かなくても良いのではないかなと思います。我々は、「子どもにとって何が一番良いか」ということを常に考えてきていたのであって、それが政治的にどうかというのは別問題なので、そのところはぜひ残して欲しいなと思います。ただ、これは4月すぐに提案されますね。教育長不在の中で提案していかなければならないということ事態が非常に厳しい。私たちにも教育長はどなたになるかということも全く届いていない。この事態が非常に残念なのですが。

(事務局)

我々といたしましても教育長がおられない状況の中で、いま教育委員様からいただいたようなご意見をそのままストレートに入れていくのが良いのか、それともここは一旦引いておいて、その中で新たにもう一度協議をしていくのが良いのかということで悩みましたのですが、やはり事務局だけでは、なかなか政治指針、突っ込んだところまで入れるというのは、少ししんどいのではないかと思いますので、今回は前教育長との相談の中で少し引かせていただいた文言にしております。が、事務局といたしましては、いままで進めてきた内容をそのまま踏襲していきたいという思いを持ってやっておりますので、新しい町長も「教育力」とは書いていませんが

(「教育日本一」とは書いておりました)、教育内容についての考えは同じかなというように思っておりますので、ぜひともまたどこかの段階で町長との総合教育会議等を開いていただいて、意見交換をしていただければと思います。今回の指針につきましては、文言につきましてはお許しいただいて、内容等につきましては、もう少し踏み込んだ方が良いのではないかと、またこの辺はおかしいのではないかとといった点について議論いただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

(委員)

重点目標11個ありますが、多いなという気がしております。それぞれ3行ずつ位でまとめていただいていますので、それは良いかと思えます。重点目標のあとにいきますと、ボリュームが相当ありますので、可能かどうか分かりませんが重点目標は、どこに対応しているのかということが、分かり易く整理できれば嬉しいなと思えます。ざっと見ると散らばっているような気がしますので。難しいかもしれませんが、もう少しわかりやすくすれば良いなと思えます。

(事務局)

大変貴重な意見かなと思えます。その方向で先程の話に加えてなのですが、再来年度に向けて整理や分かり易くというようなことに繋げさせていただけたらなと思っております。

(委員)

教育長不在の中ですので、文言については提案いただいた形で良いかと思えますが、ただ4月の当初で校長先生方に各校に説明いただく折には、その「とよの学」のことを一定注釈をつけてご説明いただきたいと思えます。年号については町の方針に従って整理いただきたいと思えます。

それと内容が違うのですが12頁の10番のところ、「管理職が自らの資質能力の向上を図りながら…」、「自ら」というところはかなり厳しいことも書いていただいているのですが、「自ら」はもちろんのこと、新しい管理職の方も来年度もいると思えますので、新任の管理職の方について、管理職の職務についてのところをしっかりといただくことが、管理職の先生にとっても自ら何を学んでいったらいいかという指針になっていくと思えます。その辺のところ、特に小規模化しているので大規模校の管理職の先生方と職務の内容も違うかと思うのですが、基本的に管理職として何をしなければならないのか、教育職の先生方の身分を守っていくためにどうしていかなければならないのかというような心構えのところを、最初にぜひ押さえて欲しいなと思えます。これは要望です。

(事務局)

委員がおっしゃっている課題意識は重々持っております。豊能町でももちろん資質向上を図る取り組みの必要性和、一方で大阪府の教育センターで新任の校長・教頭の研修を毎年やっていたしております。本町の場合、人事権が移譲してからこれまでの間、研修を受けられない状況になっておりました。それを何とかできないかということで人事協とともにお願いをしまして、昨日やっと4年越しで希望が叶いまして、来年度から校長先生の研修が年4回、教頭先生の研修が年3回、教育センターで受けることになりましたので報告いたします。

(委員)

働き方改革についてですが、研修を受けさせていただいた中で、「働き方改革は、働くなではないですよ」と。「何のために働き方改革をしているのか、お仕事している時間を減らすことによって子どもの教育に対して良い方向になるんだよ」ということを各学校で校長先生から各教職員の方に説明していただきたいなと思えます。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。「とよの学」の話もそうですが、このことについても子どもとしっかり向き合う時間の確保ということを含めてお伝えできればと思っております。

(委員)

基本方針、毎年バージョンアップしているのですが、基本的には大枠はあるかと思っております。これから時代はどんどん変わっていきますので、私個人的な考え方かもしれませんが、もっと住民を取り込んでいった方が良いと思うので、近い将来、ここ（教育委員会会議）にも住民を入れるというような指針を入れても良いのではないかなという気がしております。来年度すぐというわけではございませんが、虐待とか、いじめ問題も、先生方がチームを組んで何とかすると言っていますが、住民もチームを組んで大きい取り組みとしてやっていかないとダメかなと思います。

(事務局)

委員のおっしゃっているような体制作りは、私はコミュニティースクールのような形で思っております。ですので、豊能町としては、昨年度までは5年後を目指してコミュニティースクールをその3年前から各学校で研究してもらうような計画を立てておりました。改めて計画から、今いただいたご意見を含めて検討できるような形で取り組みたいと思います。

(議長)

他にございませんか。それぞれの委員様から色々ご意見をいただきまして、教育基本方針という形でこれから進めていっていただきたいと思っております。

質疑を終結させていただいてもよろしいでしょうか。

(議長)

それでは採決を行います。只今説明のありました

第18号議案「平成31年度豊能町教育基本指針（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

(議長)

挙手全員であります。よって第18号議案は可決されました。

(議長)

次に第19号議案「平成31年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第19号議案「平成31年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」説明させていただきます。

豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条第15号に基づき、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、承認を求めるものでございます。提案理由としましては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の任期満了に伴い、新たに委嘱するものでございます。

次の頁をご覧ください。このページは、学校医（内科）の先生でございます。受け持っていた校数は先生により異なりますが、児童・生徒数を勘案して配置しております。次の頁が学校歯科医の委嘱の名簿です。これも同様の考えで配置しております。次の頁をご覧ください。耳鼻科でございます。耳鼻科については、町内では1医院しかございませんので、9校園所すべてを受け持っていただきます。次の頁、眼科医の先生でございます。こちらも同様に眼科が町内では1医院しかございませんので、すべてを受け持っていただくようになっております。最後は、薬剤師でございます。これは施設の水質等管理等の部分でございますので、3人の薬剤師の方々が3校園所ずつ受け持ってもらうようにしております。

委嘱に関しましては、学校医は池田市医師会、学校歯科医は池田市歯科医師会、薬剤師は池田市薬剤師会の推薦をいただいて委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。

(議長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委員)

特に異論はないですが、この体制で問題が出たとか、要望があったとかございましたら教えていただけますか。

(事務局)

特に問題等はなく、丁寧に関わっていただいております。

(議長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました

第19号議案「平成31年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

＝ 全員挙手 ＝

(議長)

挙手全員であります。よって第19号議案は可決されました。

(議長)

最後に第20号議案「豊能町立図書館協議会委員の任命について」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第20号議案 豊能町立図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。

議案書及び2枚目の資料、3枚目委員名簿をご参照ください。

提案理由の説明をいたします。豊能町立図書館設置条例第4条の規定に基づき、任期満了に伴う図書館協議会委員の任命を行いたく、教育委員会会議での議決を求めるものでございます。

今回任命を考えております委員は5名で、4名が再任、1名が新規の方でございます。各委員の経歴につきましては、3枚目名簿のとおりですが、補足をさせていただきます。

番号1番、加藤様におかれましては町内在住の文筆家で80代の方でございます。「ある少年の夢」「京セラの奇跡」「愛知大学をつくった男たち」等の企業等の創業者の評伝を中心とした著作であります。社会的な状況を踏まえた多角的な意見を期待できる委員であります。

番号2番、金井様につきましては町内在住の児童文学者で、60代の方でございます。「俺様は妖怪やで」「ペンギン、長崎の空を飛ぶ」などの絵本の作品があります。社会教育委員も経験されており、子どもを取り巻く本の分野での専門的な意見を期待できる委員でございます。

番号3、西村様につきましては、町内在住の60代の方で、お話しの会「ひまわり」の代表の方でございます。昭和63年より「ひまわり文庫」を立ち上げて、子どもと本を繋げる活動をされていた方です。地域との関わりという面で意見が期待できる委員でございます。

番号4番、藪田様につきましては、図書館の利用者で70代の方で、高齢者問題にも深く関わりをもたれている方でございます。利用者の立場から、また高齢化の進む本町において福祉的な観点からのご意見が期待できる委員でございます。

番号5番、田中様、この方は新規の委員でございます。町内在住の50代の方で、特定非営利活動法人影絵劇団「おととえ座」の理事長を務められ、影絵劇の制作上映や演奏会を幅広い年代の方々を対象に行っておられます。また子ども会やPTA活動にも積極的に取り組まれ、社会教育委員も経験されているため、図書館運営の生きた意見が期待できる委員です。

今回より多くの住民の意見を図書館運営に反映でき、今後図書館のあるべき運営形態についてご議論いただきたいことから、4名の委員から5名に、1名追加で委員を選任させていただくものでございます。なお、任命予定は4月1日、任期は任命された日より2年間でございます。説明は以上です。ご審議賜り、ご決定いただきますようお願いいたします。

(議長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委員)

再任の方が4名ということで、これまで4名で1名追加ですね。今までの方を見ますと4名中1名が東地区の方で、あとは西地区。今回追加で希望ヶ丘の方で東地区の方が2人になったんで、もっと東地区でも活用するやり方だとか、そういう意見が出てきて活性化されると良いと思っています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

(議長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました

第20号議案「豊能町立図書館協議会委員の任命について」、賛成の方の挙手を求めます。

= 全員挙手 =

(議長)

挙手全員であります。よって第20号議案は可決されました。

(議長)

次に、前回会議以降の各課・室の報告に移ります。

順次、事務局より報告を求めます。

(事務局)

- ・来年度の教育関係予算について
(臨時的経費については査定中。4月臨時議会に上程予定。)
- ・3月定例会について(通告内容の紹介)

教育総務課

- ・教職員内示について
- ・退職辞令交付式(3/29)、辞令交付式(4/1)について

教育支援課

- ・卒業式について
- ・終業式について
- ・ICT教育について

子ども支援室

- ・ひかり幼稚園での胃腸炎について
- ・子ども子育て支援計画について(第2期計画策定)
- ・子育て世代包括支援センター開設(3/4)について

生涯学習課

- ・事業予定について

(事務局)

ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(委員)

吉川中学校と光風台小学校の卒業式に行きました。両校とも子どもたちがとても落ち着いておりました。ただ、気がかりだったのは、中学校の卒業式に来れなかった者が4名いました。進路は決まっているようにお伺いしましたが、107名の卒業生の中で4名のお休みが多いなという気がしました。感想だけです。

(事務局)

前日までその生徒や保護者にも連絡をして、来れるようにと働きかけはしていたと聞きました。4名の内、3名は来れないかも知れないと感じてはおりました。1名については、来れると思っていましたが、体調も含めて難しいという判断があり、式の後、校長室で卒業証書を手渡しし、残りの3名についても手渡しができたと報告を受けておりますが、校長も随残念だったという思いがあり、来年に向けて取り組みを進めて行きたいということでありました。進路は決まっておりますが、東能勢中学校の方で1名、現在海外遠征中の生徒（五輪を目指している）が3/29に受験しますが、ほぼ大丈夫だと思っております。

(議長)

他によろしいでしょうか。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

4月の豊能町教育委員会会議につきましては、

4月24日（水）午前9時30分より開催させていただきます。

また、5月の教育委員会会議につきましては、5月27日（月）～29日（水）のいずれかの日で開催したいと考えています。

委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

＝ 日程調整 ＝

(議長)

それでは5月定例会は、5月29日（水）午後4時30分からとさせていただきます。

以上をもちまして、平成30年度第14回豊能町教育委員会会議（3月定例会）を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

閉会 午後3時01分